

# 神戸大学文化総部規約

## 第1章 総 則

第1条 本総部は神戸大学文化総部と称し、本部を神戸大学内におく。

第2条 本総部は、

- ① サークル活動、文化活動の内容を常に吟味し、問い返して、サークルの発展の為に寄与する。
- ② サークル間の交流を密にし、その連絡を保つ。
- ③ 神大文化の向上と他大学、地域との文化交流をはかる。

以上3点を目的とし、その実現をはかる為に文総の主体として積極的に協力、活動していこうというサークルによって構成される。

## 第2章 組 織

第3条 本総部は、加盟サークルに加入する本学学生によって組織される。

第4条 本総部には、文化総部総会、常任委員会をおく。

第4条の2 本総部に加盟するサークルの代表者の変更及び交代は、別紙に定める手続きに則り、常任委員会の許可を得て行うものとする。

### 第1節 文化総部総会

第5条 文化総部総会は、各加盟するサークルを総括する最高議決機関であり、文化総部総会の決議は他の全ゆる決議に優先する。

第6条 文化総部総会は加盟サークル総数の3分の2以上の出席で成立し、議は出席者の過半数の賛成をもって成立する。但し、議決権は、各サークル1票とし賛否同数の場合は議長が議決を裁定する。

届出欠席は、その理由が正当であると常任委員会が判断した場合にのみこれを認める。但し、定足数の4分の1を限度とし、かつ議決権を有しないものとする。

第7条 文化総部総会は本総部の委員長が原則として毎月1回招集する。但し、緊急なる事態があるときは、委員長はこれを招集することができる。

第8条 文化総部総会は第7条の規定以外に加盟サークルの4分の1以上の要請があるとき、委員長は招集しなければならない。

### 第2節 常任委員会

第9条 常任委員会は文化総部総会につぐ決定機関であり、文化総部総会に於ける議決の執行機関である。

第10条 常任委員会は本総部の事業活動を管理把握し、その企画、執行に関して、文化総部に責任を負う。

第11条 常任委員会は、文化総部総会において承認された各サークル1名の常任委員によって構成される。

常任委員会は、委員長1名、副委員長1名、会計局長1名、書記局長1名、及び委員長が必要と認めた機関を、文化総部総会承認のもとでおく。

第11条の2 常任委員会の任期は各年の3月から次年の3月までとする。

第11条の3 常任委員会の選出は各年の1月、常任委員会により行われ、文化総部総会において有効投票数の4分の3以上の賛成を以て決定される。

第11条の4 常任委員会の選出は当代の常任委員会を担うサークル以外のうち、

1. 部員総数10名以上であること
2. 過去2年間の活動実績があること
3. 文化総部に加盟後3年以上経過していること

以上の条件を満たすサークルより行う。

第12条 委員長は本総部を代表し、常任委員会の業務を総理し、学内及び学外団体との連携を保つ。

第13条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のある時はその職務を代行する。

第14条 ①会計局は各年度本部予算を編成し、常任委員会会計事務を処理し、常任委員会の決議に基づき各サークルの会計監査を適宜行い、文化総部総会で報告せねばならない。

②書記局は文化総部総会、常任委員会等の議事を記録し、文総内資料の管理にあたる。

第15条 常任委員会の罷免は全加盟サークルの4分の3以上の決議によってなされる。

### 第3章 会 計

第16条 本総部の経費は育友会費、その他をもってこれにあてる。

第17条 各年度予算配分は、常任委員会会計が諸事情を考察の上予算案を作成し、文化総部総会において決定する。

第18条 本総部常任委員会の経費はサークル配分と同時に文化総部総会の承認を得て決定する。

第19条 各加盟サークルは常任委員会の要請があるときは、必要な会計資料を提出しなければならない。

第20条 本総部の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

### 第4章 規約改正

第21条 本規約の改正は文化総部総会におけるサークル代表者又は常任委員会の発議により全加盟サークルの4分の3以上の決議によらなければならない。

### 第5章 加盟・除籍・脱退

第22条 本総部に加盟を希望するサークルは、加盟申請書、団体設立趣旨、設立以来の活動報告書、規約、会員名簿、その他必要書類を常任委員会に提出しなければならない。

第23条 加盟希望サークルは文化活動を行い、第2条を基本的に認め、全サークルであることを原則とする。

第24条 常任委員会は第22条により加盟申請を受理した日より1ヵ月以内に文化総部総会を招集し、重要案件として取り扱う。全加盟サークルの4分の3以上の賛成をもって議決する。

第25条 第24条による文化総部総会において仮加盟を承認せられたサークルは、以降半年間オブザーバーとして本総部の諸活動に参加し、本総部内においては、1回の定例文化総部総会への参加を経た後、既加盟サークルの権利、義務に準ずる。オブザーバー期間には常任委員会及び文化総部総会の指示に従わねばならない。但し、本期間中は本総部より経費援助は行わない。

第26条 第25条によるオブザーバー期間を終了してから最初の文化総部総会において、当該サークルの加盟を審議し議決する。

第27条 次の事項に抵触する加盟サークルは文化総部総会において全加盟サークルの4分の3以上の決議をもって、警告を発し除籍する。

①活動が極度に停滞し、回復の見込みがない場合。

②文化総部総会を連続2回以上無届欠席した場合。但し、届出欠席は常任委員会が認めた場合は許可する。

③規約第2条の規定に著しく反すると認められた場合。

④本総部の活動に著しく非協力である場合。

また、部員が皆無又は皆無に近くなった場合、当該サークルと文化総部の協議により、休部期間を設け、諸権利は放棄し、その間本総部が管理する。休部期間が4年を超えた場合は除籍する。

## 第6章 その他

第28条 (附則) 本規約は昭和59年4月1日から施行する。

第29条 (附則) 本規約は平成24年4月1日から施行する。

第30条 (附則) 本規約は平成25年4月1日から施行する。

第31条 (附則) 本規約は令和4年2月14日から施行する。